

文教厚生委員会資料

健康福祉部
令和4年9月30日・10月3日

■条例案 1件

第107号議案 島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例 … 1

■予算案 4件

第85号議案 令和4年度島根県一般会計補正予算（第4号）〔関係分〕 … 3

第90号議案 令和4年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所
特別会計補正予算（第1号） … 7

第91号議案 令和4年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第1号） … 7

第92号議案 令和4年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
（第1号） … 7

■報告事項 10件

1. 新型コロナウイルス感染症の状況について (感染症対策室) …13

2. 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しについて
(感染症対策室) …21

3. 新型コロナウイルスワクチンの接種の状況について (感染症対策室) …27

4. 新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況について
(健康福祉総務課) …29

5. 新型コロナウイルス感染症対策調整費等の執行状況について
(健康福祉総務課) …31

6. 国民健康保険料の滞納等の状況について (健康推進課) …32

7. 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について
(高齢者福祉課) …34

8. 島根県児童相談所一時保護所の第三者評価の結果について
(青少年家庭課) …35

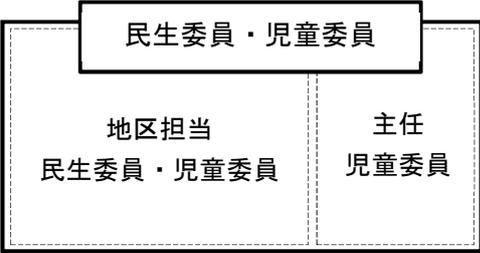
9. 障がい者就労継続支援事業所における令和3年度の工賃実績について
(障がい福祉課) …38

10. 障がい者就労施設等からの物品等の調達について
(令和3年度調達実績及び令和4年度調達方針) (障がい福祉課) …39

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例について

1 民生委員・児童委員の職務等

- (1) 住民や児童、妊産婦の生活等の状況を適切に把握し、住民の立場に立った相談対応や必要な援助を行う。
- (2) 民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
(児童福祉法第16条第2項)
児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
(同条第3項)
- (3) 任期3年（一斉改選：令和4年12月1日）



2 改正理由

民生委員の定数は、民生委員法第4条により、県が市町村の意見を聴いた上で厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村ごとの定数を条例で定めることとなっている。
今年12月の改選に合わせて、民生委員の定数について必要な見直しを行う。

3 改正内容

出雲市の定数を430人から432人とする。
雲南市の定数を142人から143人とする。
*各市町村の民生委員定数は別表のとおり

4 定数見直し方法

世帯密度等を考慮に入れた県の配置基準を定め、市町村ヒアリングを経て、各市町村の実態に即した定数とする。

(参考) 県の配置基準

区分	民生委員・児童委員	
	地区担当民生委員・児童委員	主任児童委員
市	65～230世帯に1人 (旧郡部は45～140世帯に1人)	340～1,400世帯に1人 (旧郡部は430～930世帯に1人)
町村	50～105世帯に1人	700～1,000世帯に1人

○地区担当民生委員・児童委員 「世帯密度」及び「高齢者世帯の割合」の高低を考慮
○主任児童委員 「18歳未満の子どもがいる世帯密度」及び「要保護・準要保護児童・生徒割合」の高低を考慮

5 施行期日

令和4年12月1日

■ (参考) 各市町村の民生委員定数

市町村名	改正後
浜田市	195人
出雲市	432人
益田市	183人
大田市	163人
安来市	127人
江津市	110人
雲南市	143人
奥出雲町	65人
飯南町	33人
川本町	23人
美郷町	39人
邑南町	66人
津和野町	56人
吉賀町	40人
海士町	15人
西ノ島町	16人
知夫村	6人
隠岐の島町	67人
県合計(*)	1,779人

*中核市の松江市を除く。

令和4年度9月補正予算案 (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,471,560	2,187,308	265,718	265,718	2,737,278	2,453,026
地域福祉課	1,362,387	930,681	24,357	14,482	1,386,744	945,163
医療政策課	11,178,224	7,402,451	29,686	29,586	11,207,910	7,432,037
健康推進課	20,901,295	19,386,879	38,956	22,375	20,940,251	19,409,254
高齢者福祉課	17,416,550	13,928,024	153,033	43,433	17,569,583	13,971,457
青少年家庭課	3,518,357	2,368,045	4,000	▲ 15,136	3,522,357	2,352,909
子ども・子育て支援課	9,490,382	9,143,983	139,240	116,988	9,629,622	9,260,971
障がい福祉課	10,885,372	8,357,620	115,076	111,058	11,000,448	8,468,678
薬事衛生課	1,443,211	354,973	3,467	3,467	1,446,678	358,440
感染症対策室	17,663,462	2,949,732	8,740,744	2,261,510	26,404,206	5,211,242
健康福祉部計	96,330,800	67,009,696	9,514,277	2,853,481	105,845,077	69,863,177

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	310,481	0	▲ 22,002	0	288,479	0
島根県国民健康保険特別会計	63,173,067	0	3,123,820	0	66,296,887	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	378,211	0	49,346	0	427,557	0

■令和4年度9月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		96,330,800	9,514,277	105,845,077	6,515,018	361	0	0	145,417	2,853,481
健康福祉総務課		2,471,560	265,718	2,737,278	0	0	0	0	0	265,718
1	総合福祉センター維持管理運営事業費	192,240	19,359	211,599	・いきいきプラザ島根(指定管理料)					
2	一般職給与費	1,847,595	246,359	2,093,954	・一般職員 257人→301人					
地域福祉課		1,362,387	24,357	1,386,744	9,875	0	0	0	0	14,482
1	生活困窮者支援体制整備事業費	21,106	25,441	46,547	・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 11,500 ・新型コロナ感染拡大等に伴う生活困窮者等への支援事業(コロナ) 13,941					
2	一般職給与費	169,102	▲1,084	168,018	・一般職員 23人→23人					
医療政策課		11,178,224	29,686	11,207,910	0	0	0	0	100	29,586
1	県立高等看護学院運営事業費	304,686	8,031	312,717	・石見高等看護学院運営費 6,956 ・松江高等看護学院運営費 1,075					
2	県立病院管理事業費	5,076,528	15,516	5,092,044	・県立病院一般会計繰出金					
3	島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計繰出金	550	479	1,029	・あさひ診療所特別会計繰出金					
4	一般職給与費	284,790	5,660	290,450	・一般職員 33人→33人					
健康推進課		20,901,295	38,956	20,940,251	0	0	0	0	16,581	22,375
1	国民健康保険支援事業費	5,596,461	6,228	5,602,689	・基盤安定負担金 未就学児均等割分 6,600 ・国民健康保険特別会計繰出金 ▲372					
2	不妊治療支援事業費	95,217	33,163	128,380	・特定不妊治療費助成事業					
3	一般職給与費	179,880	▲435	179,445	・一般職員 26人→26人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
高齢者福祉課		17,416,550	153,033	17,569,583	0	0	0	0	109,600	43,433
1	介護人材確保対策事業費(総合確保基金分)	304,867	52,000	356,867	・介護ロボット等導入支援事業					
2	介護保険制度運営支援事業費	12,294,873	56,708	12,351,581	・介護給付費負担金事業					
3	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	58,345	57,600	115,945	・新型コロナウイルス感染症に係る介護・障がい福祉等サービス継続支援事業(コロナ)					
4	一般職給与費	190,738	▲ 13,275	177,463	・一般職員 28人→28人					
青少年家庭課		3,518,357	4,000	3,522,357	0	0	0	0	19,136	▲ 15,136
1	子どもと家庭相談体制整備事業費	91,922	19,136	111,058	・母子保健・児童福祉一体的相談体制整備事業					
2	母子家庭等経済支援事業費	29,948	▲ 17,143	12,805	・母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金					
3	一般職給与費	895,803	2,007	897,810	・一般職員 127人→130人					
子ども・子育て支援課		9,490,382	139,240	9,629,622	22,252	0	0	0	0	116,988
1	保育所等運営支援事業費	5,461,805	103,407	5,565,212	・保育所等給付費等					
2	地域の子育て支援事業費	1,207,550	16,489	1,224,039	・地域の子育て支援事業					
3	子育て支援対策臨時特例交付金事業費	8	22,252	22,260	・母子保健・児童福祉一体的相談体制整備事業分基金造成					
4	一般職給与費	122,923	▲ 2,908	120,015	・一般職員 18人→18人					
障がい福祉課		10,885,372	115,076	11,000,448	4,018	0	0	0	0	111,058
1	障がい者施設等整備事業費	222,405	15,000	237,405	・障がい福祉分野のICT導入支援事業(コロナ)					
2	障がい者自立支援給付事業費	4,888,045	26,878	4,914,923	・障がい者介護給付等事業					
3	障がい児施設等給付費	1,287,271	24,439	1,311,710	・障がい児施設措置費 5,566 ・障がい児入所給付費 2,470 ・障がい児通所給付費 4,165 ・処遇改善加算の報酬化に伴うシステム導入費(コロナ) 12,238					
4	障がい者就労支援事業費	177,259	55,000	232,259	・障がい者就労継続支援事業所工賃向上対策緊急支援事業(コロナ)					
5	一般職給与費	257,728	▲ 6,241	251,487	・一般職員 35人→34人					

(単位:千円)

課 名	議 案 事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
薬事衛生課		1,443,211	3,467	1,446,678	0	0	0	0	0	3,467
1	一般職給与費	192,163	3,467	195,630	・一般職員 30人→28人					
感染症対策室		17,663,462	8,740,744	26,404,206	6,478,873	361	0	0	0	2,261,510
1	感染症の医療体制整備事業費	12,989,886	6,020,880	19,010,766	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策費 500,000 ・新型コロナウイルス感染症の相談体制強化事業(コロナ) 48,909 ・感染症入院患者等病床確保事業(コロナ) 2,533,370 ・感染症患者の入院医療費公費負担事業(コロナ) 250,537 ・感染症検査体制整備事業(コロナ) 2,625,266 ・感染症患者移送事業(コロナ) 13,495 ・医療従事者PCR検査実施事業(コロナ) 49,303 					
2	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	4,214,488	2,692,938	6,907,426	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者の受入医療体制強化事業(コロナ) 200,000 ・無症状者等の療養体制確保事業(コロナ) 206,838 ・自宅療養体制確保事業(コロナ) 2,072,100 ・医療従事者への危険手当補助事業(コロナ) 214,000 					
3	一般職給与費	169,976	26,926	196,902	・一般職員 25人→30人					

■令和4年度9月補正予算案 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	310,481	▲ 22,002	288,479	▲ 20,362	0	0	0	▲ 1,640	0
1 一般管理費	92,928	800	93,728	・一般管理費					
2 予備費	86,642	▲ 2,119	84,523	・予備費					
3 一般職給与費	124,715	▲ 20,683	104,032	・一般職員 12人 → 10人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	63,173,067	3,123,820	66,296,887	0	0	0	0	3,123,820	0
1 国民健康保険財政調整基金事業費	4	2,000,000	2,000,004	・国民健康保険財政調整基金事業費					
2 予備費	0	1,124,192	1,124,192	・予備費					
3 一般職給与費	38,619	▲ 372	38,247	・一般職員 4人 → 4人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	378,211	49,346	427,557	0	0	0	▲ 34,285	83,631	0
1 母子福祉資金貸付金	324,990	0	324,990	・母子福祉資金貸付金					
2 父子福祉資金貸付金	35,360	0	35,360	・父子福祉資金貸付金					
3 寡婦福祉資金貸付金	7,314	0	7,314	・寡婦福祉資金貸付金					
4 予備費	0	49,346	49,346	・予備費					

【9月補正（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対策

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課								
1	医療提供体制の確保	8,028,335	<p>令和4年度上半期の感染状況を踏まえ、今後の医療提供体制確保に必要な予算を措置</p> <p>[実施内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく行政検査（PCR検査等）の実施体制の確保 ・入院患者を受け入れる病床の確保 ・自宅療養者への健康観察や医学管理等 ・医療費の公費負担 ・医療従事者へ危険手当を支給した医療機関への助成 ・無症状者等の宿泊療養施設の運営経費 <p style="text-align: right;">など</p>	健康福祉総務課 感染症対策室								
2	新型コロナウイルス感染症対策事業	700,000	<p>医療提供体制の確保に柔軟かつ機動的に対応するため、枠予算を復元するとともに、今後に備えて増額を実施</p> <p>(参考) 枠予算の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">当初予算額</th> <th style="width: 25%;">5月補正額</th> <th style="width: 25%;">9月補正額</th> <th style="width: 25%;">補正後額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500,000</td> <td>470,000</td> <td>700,000</td> <td>1,670,000</td> </tr> </tbody> </table>	当初予算額	5月補正額	9月補正額	補正後額	500,000	470,000	700,000	1,670,000	感染症対策室
当初予算額	5月補正額	9月補正額	補正後額									
500,000	470,000	700,000	1,670,000									

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
3	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業	11,500	市町村が行う生活困窮者自立支援の取組の体制強化と人材育成を実施 ①体制強化 [実施内容] 自立相談支援機関である市町村社会福祉協議会の人員体制強化を行った市町村に、人件費の一部を令和9年度まで助成 [負担割合] 国3/4・市町村1/4 県3/4・市町村1/4(国交付金終了後) ②人材育成 [実施内容] 県内全ての自立相談支援機関に、民間団体から1週間程度人材を派遣し、OJTによるスキルアップを実施	地域福祉課
4	障がい福祉分野のICT導入支援事業	15,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら、生産性向上を図るため、障がい福祉サービス事業所等のICT導入に要する経費を助成する予算を増額	障がい福祉課
5	介護サービス継続支援事業	57,600	新型コロナウイルスの感染が発生した事業所等への応援職員の派遣や追加経費等を支援する予算を増額	高齢者福祉課
6	指定管理者制度導入施設の指定管理料	4,842	令和3年度指定管理業務への新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和4年度の指定管理料を変更 [増額する施設] 東部総合福祉センター	健康福祉総務課

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
7	子ども食堂緊急支援事業	13,941	原油価格・物価高騰の影響により、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせるよう、居場所を提供する「子ども食堂」の運営経費を支援 [支援内容] 県内で子ども食堂を実施している団体等に対して、食材費や衛生用品等の購入経費を助成 [助成上限額] 20万円/団体 [負担割合] 県10/10	地域福祉課
8	障がい者就労支援事業所工賃向上対策緊急支援事業	55,000	原油価格・物価高騰の影響を受ける中、就労継続支援B型事業所が行う工賃の向上を図るための設備更新を支援 [助成要件] 就労継続支援B型事業所のうち、エネルギーコスト削減のため、設備更新を行い、工賃向上に取り組む事業所 [助成率] 2/3 [助成上限額] 40~200万円	障がい福祉課
9	県庁舎等の光熱費対策	8,031	原油価格・物価高騰の影響を踏まえ、県庁舎等の光熱費を増額 [対象施設] 松江高等看護学院、石見高等看護学院	医療政策課

その他

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
10	不妊治療支援事業	33,163	令和4年度からの公的医療保険適用への円滑な移行のための経過措置として行っている、年度をまたぐ特定不妊治療への費用助成の予算を増額	健康推進課
11	母子保健・児童福祉 一体的相談支援機関 整備事業	19,136	市町村が実施する母子保健と児童福祉の一体的支援機関の整備に要する経費を支援 [実施市町村] 松江市 [負担割合] 国9/10・市町村1/10	青少年家庭課
12	介護ロボット等導入 支援事業	52,000	介護職場の負担軽減や業務効率化を目的に、介護ロボット及びICT導入に係る経費を支援する予算を増額	高齢者福祉課
13	介護・障がい事業所 保育所など現場で働く 方々の収入の引き 上げ	215,683	介護・障がい福祉職員、保育士など現場で働く職員の処遇改善のための令和4年10月以降の報酬改定に伴い、県負担分を増額 [対象者] ①介護サービス事業所・施設の職員 ②障がい福祉サービス事業所等の職員 ③私立保育所、私立幼稚園及び認定こども園等の職員 ④放課後児童クラブの職員	高齢者福祉課 障がい福祉課 子ども・子育て支援課

新型コロナウイルス感染症の状況について

1. 新型コロナウイルス感染症の発生状況等

- ・令和2年4月に県内で初めて感染者が確認されて以降、9月25日までに計81,520人の感染を確認
- ・8月以降は、8月27,848人、9月は25日までに10,532人の感染を確認

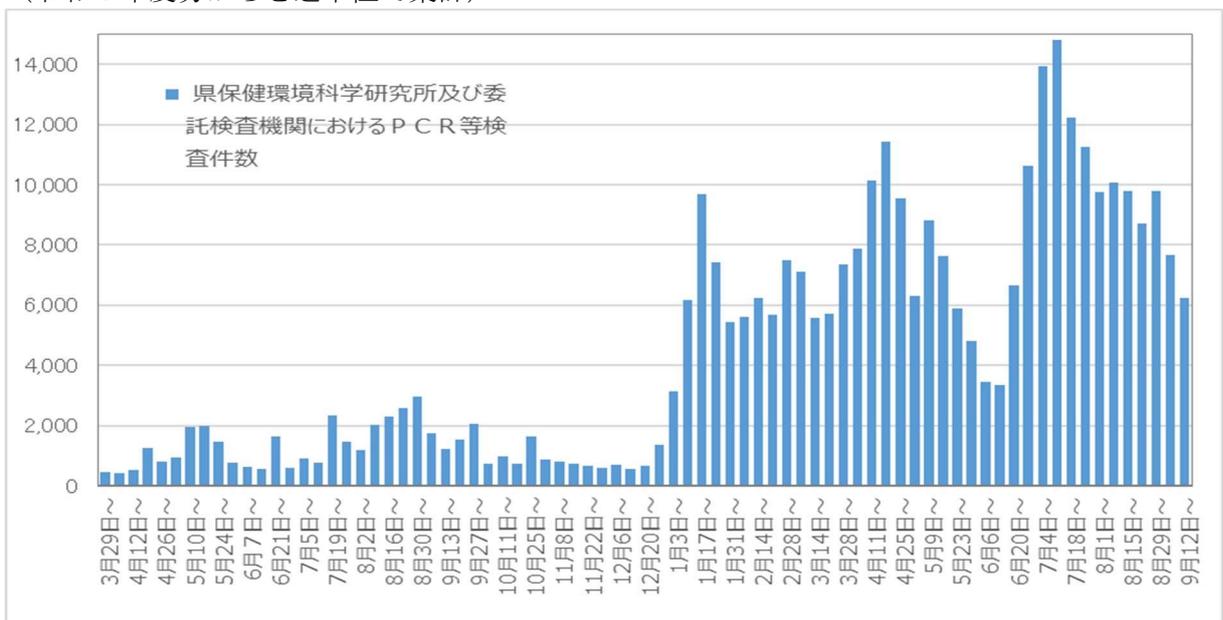
(1) 感染症患者の発生状況（9月25日まで）

（令和3年度分からを週単位で集計）



(2) PCR等検査の実施状況 9月第3週末時点)

（令和3年度分からを週単位で集計）



2. 医療提供体制

(1) 病床の確保・使用状況（9月25日時点）

県内確保 病床数 (A)	即応病床 (B)	入院患者数 (C)		病床使用率	
			うち確保病床 に入院してい る数 (D)	確保病床 (D/A)	即応病床 (D/B)
371床	361床	84人	57人	15.4%	15.8%

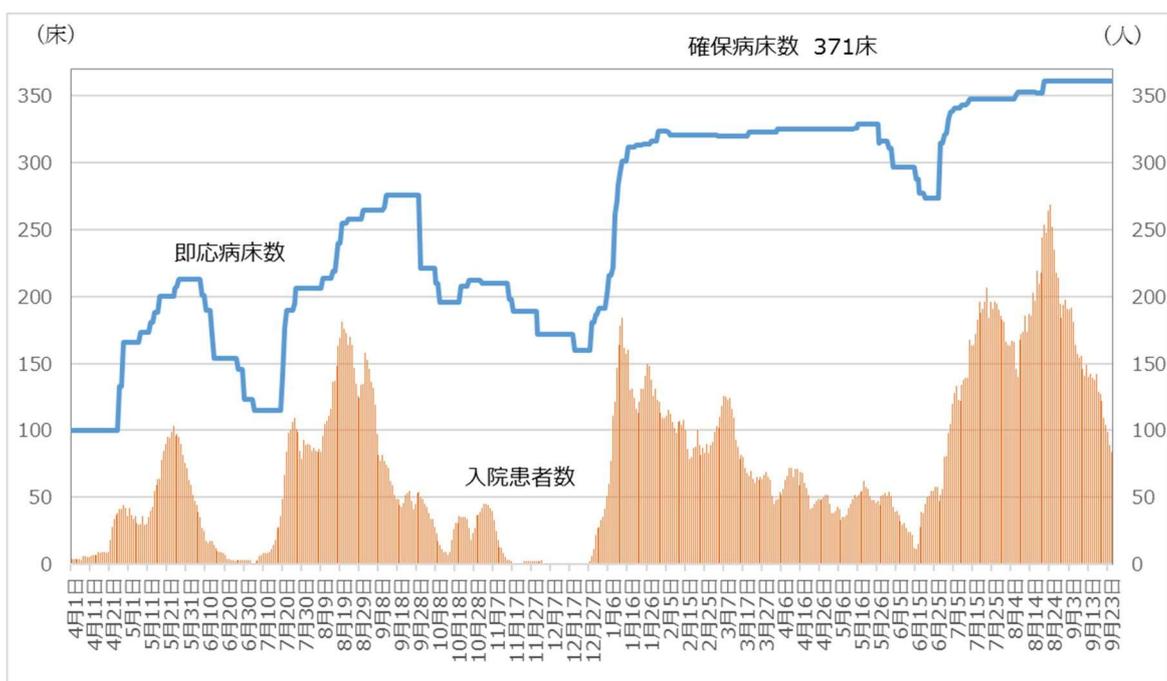
入院等調整済 258名 入院等調整中 133名

(入院患者数症状別内訳)

重症者 0名 中等症者 18名 軽症者 39名 無症状者 26名

※症状別内訳は症状確認中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

(令和3年4月以降の日別状況)

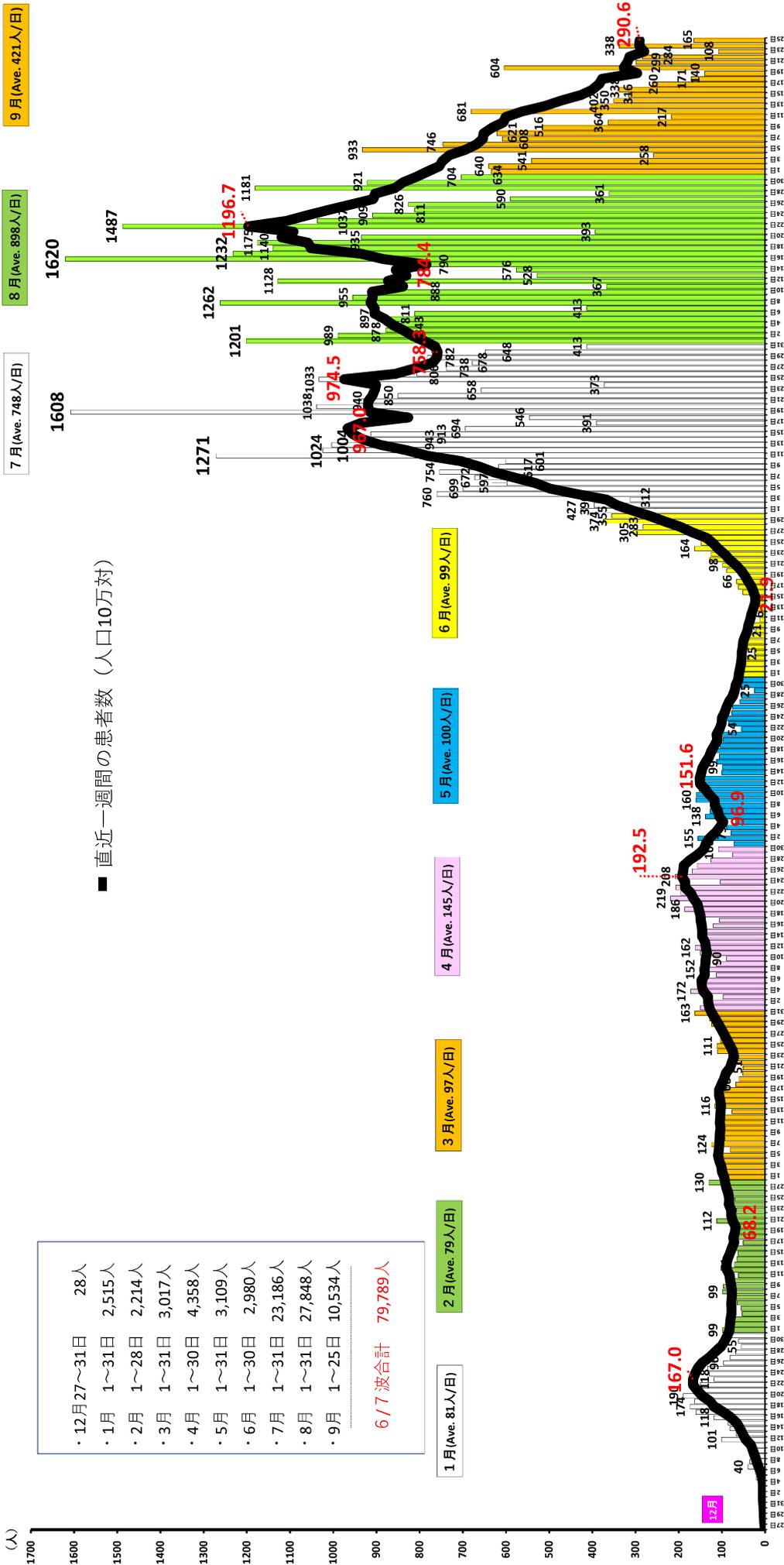


(2) 軽症者等の療養（9月25日時点）

- ・軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として133室を確保
 - しまね宿泊療養施設（プレハブ）（松江市・80室）
 - 島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
 - 島根県立少年自然の家（江津市・20室）
- 宿泊療養者 8名 自宅療養者 1,593名

島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和3年12月27日以降）

別紙1

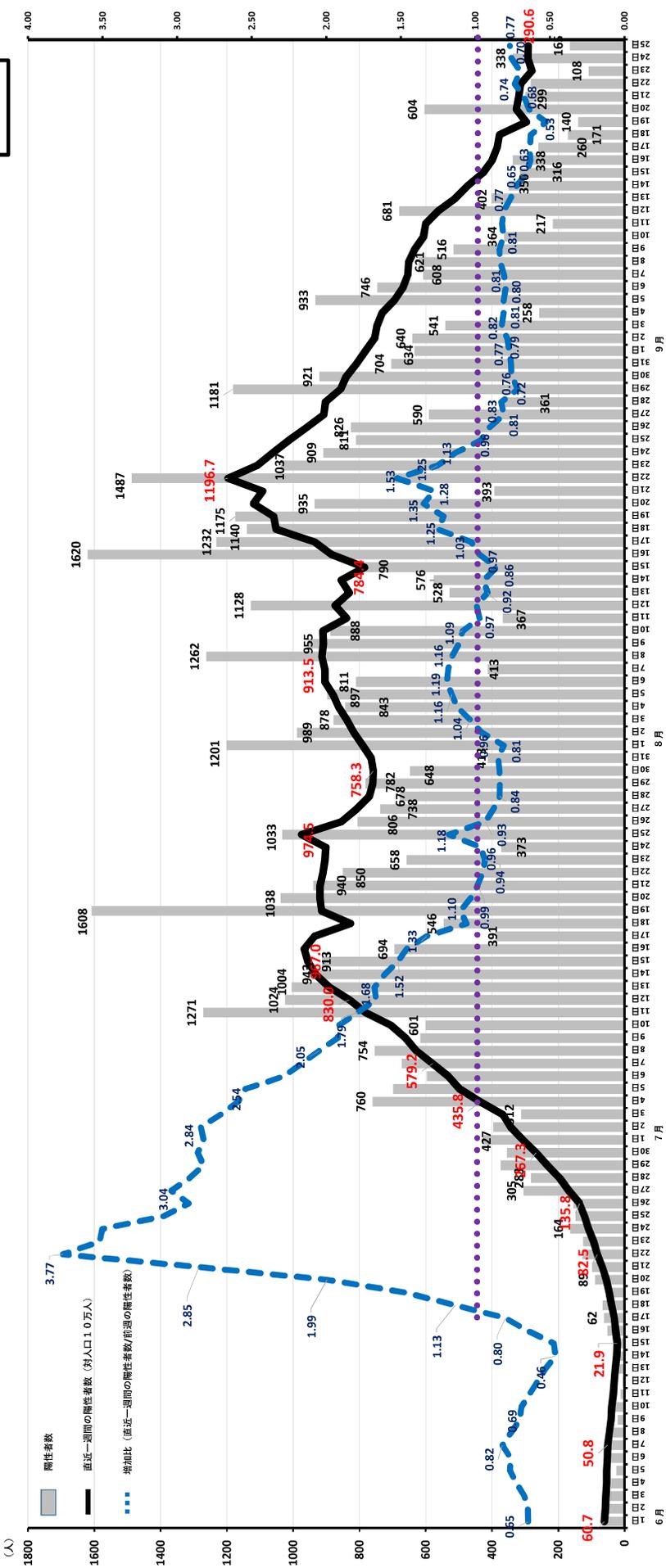


・12月27～31日	28人
・1月 1～31日	2,515人
・2月 1～28日	2,214人
・3月 1～31日	3,017人
・4月 1～30日	4,358人
・5月 1～31日	3,109人
・6月 1～30日	2,980人
・7月 1～31日	23,186人
・8月 1～31日	27,848人
・9月 1～25日	10,534人
6/7波合計 79,789人	

※島根県感染症対策室資料

島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和4年6月1日以降）と増加比の推移

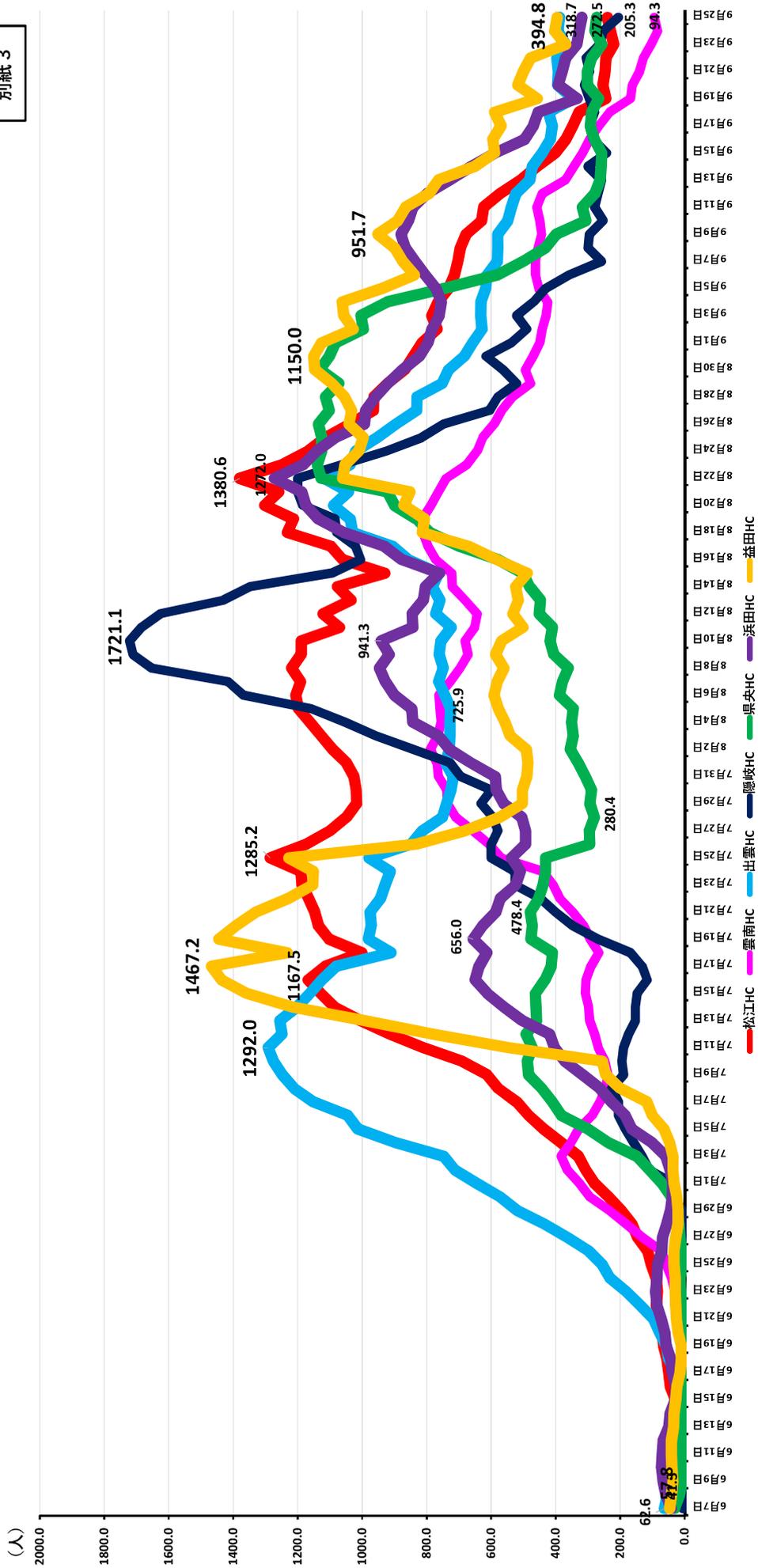
別紙2



※島根県感染症対策室資料

島根県内, 7保健所別直近一週間の患者数 (対人口10万人) の推移

別紙 3



※島根県感染症対策室資料

別紙 4

島根県内の年代別直近一週間の患者数（対人口10万人）の推移

(A)

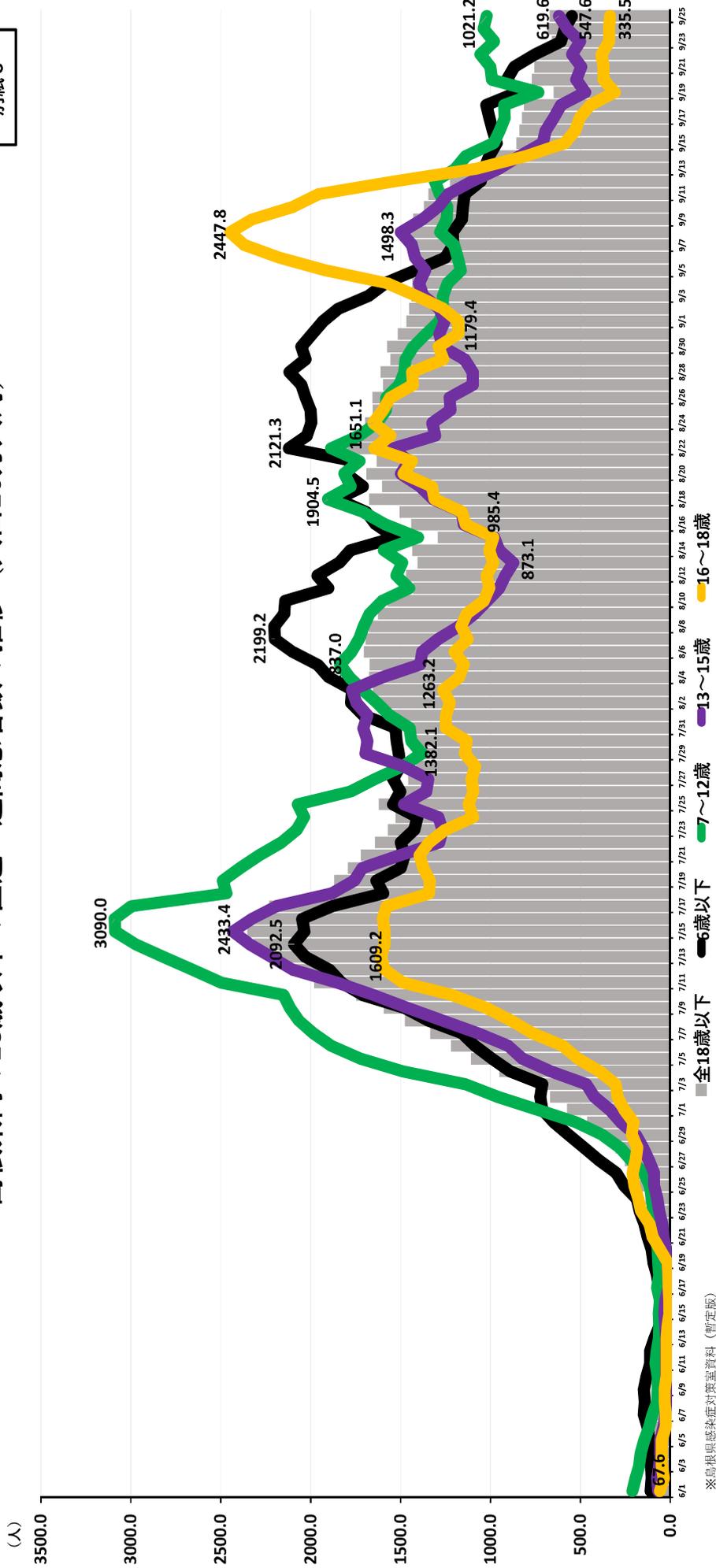
Year	18歳以下	19～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上
1970	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1971	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1972	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1973	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1974	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1975	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1976	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1977	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1978	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1979	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1980	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1981	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1982	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1983	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1984	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1985	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1986	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1987	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1988	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1989	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1990	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1991	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1992	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1993	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1994	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1995	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1996	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1997	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1998	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
1999	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6
2000	26.6	104.1	254.0	383.0	572.6

※島根県感染症対策室資料（暫定版）

18

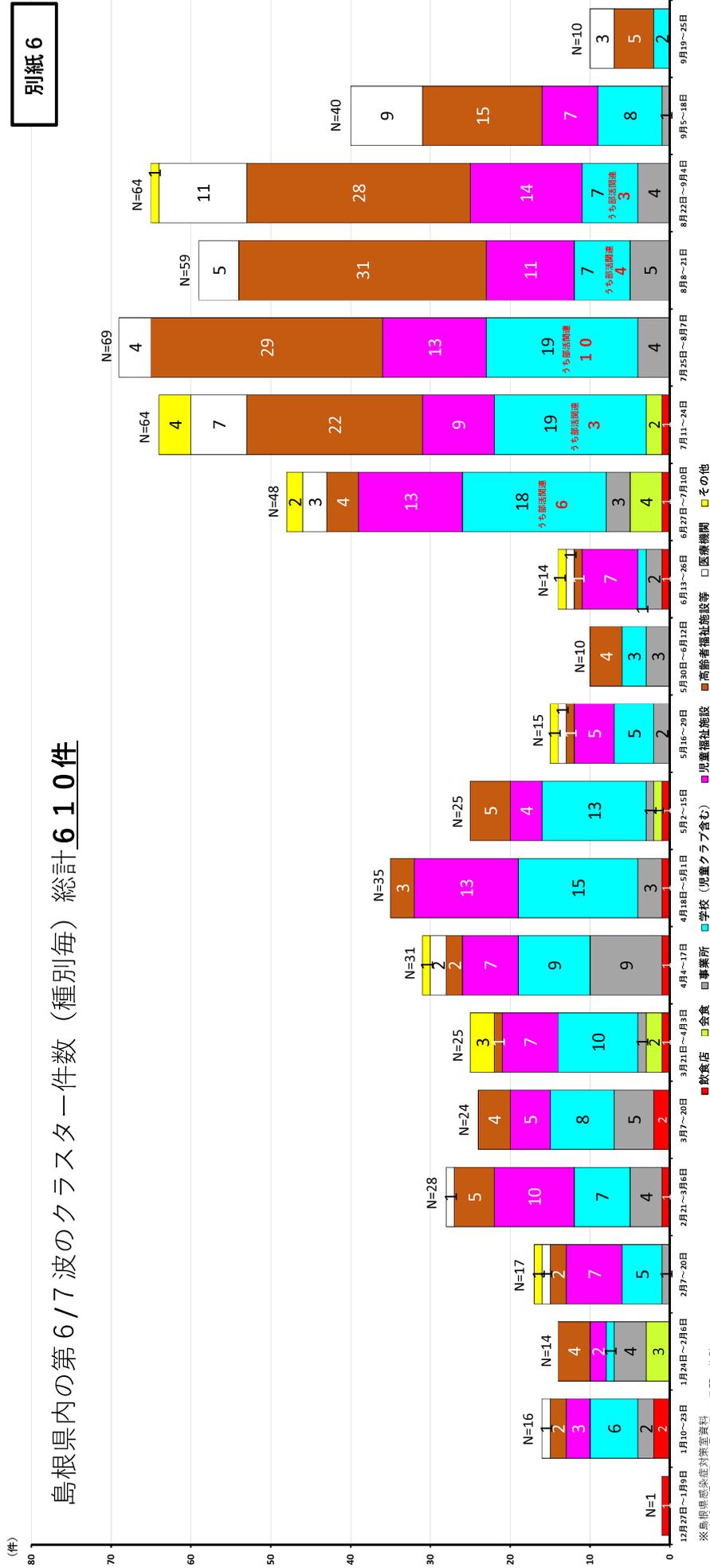
島根県内の18歳以下の直近一週間患者数の推移（人口10万人対）

別紙 5



※島根県感染症対策室資料（暫定版）

島根県内の第6/7波のクラスター件数（種別毎）総計610件



新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しについて

文教厚生委員会資料
令和4年9月30日・10月3日
健康福祉部感染症対策室

1. 概要

- (1) 9月26日から、発生届の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定
- (2) 届出対象外の方が陽性となった場合に登録するため、新たに「しまね陽性者登録センター」を設置するとともに、当該陽性者の自宅療養を支援するため、既存の「島根県フォローアップセンター」を拡充
- (3) 医師の診断で届出対象外となった方は、医療機関からの案内により、自ら「しまね陽性者登録センター」へ登録し、自宅で療養（別紙フロー図参照）

2. 県の対応案と考え方

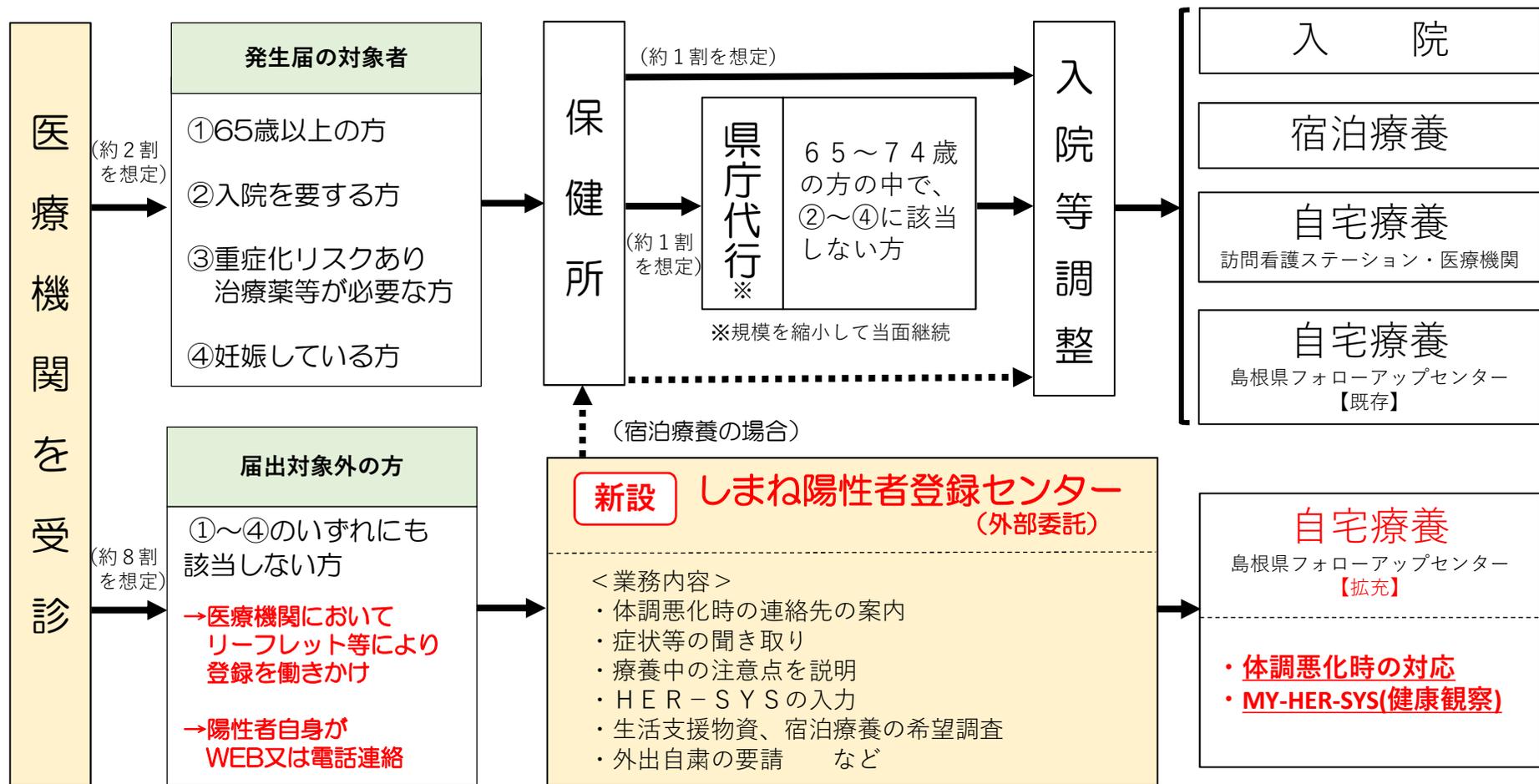
項目	国の考える対応※1	県の対応案と考え方
健康フォローアップセンター※2の対象者	医療機関を受診していない陽性者 届出対象外の患者（陽性者）	<u>届出対象外の患者（陽性者）</u> <考え方> 県では、現在、外来診療がひっ迫している状況にならないことから、 <u>当面は医療機関を受診していただくことを継続</u>
健康フォローアップセンター※2の医師の配置	医師を配置 <ul style="list-style-type: none"> • <u>医師の管理下で、医療機関を受診せずに自己検査で陽性となった者（届出対象外の者を想定）を登録</u> • 体調悪化時等に医師等が相談に応じ、必要に応じて、医療機関等の連絡先等を案内 	<u>医師の配置なし</u> <考え方> <ul style="list-style-type: none"> • 上記のとおり、<u>当面は医療機関を受診していただくことを継続</u> • 体調悪化時等には、<u>配置する看護師が相談対応等を行い、適切に医療へつなげる体制を確保</u>
クラスター発生時の対応	従前よりもクラスターの発生の把握が困難になることが想定されるが、ハイリスク施設については、感染症法に基づく施設等からの報告により、感染発生初期から積極的に調査を実施	国と同様の対応

※1 令和4年9月12日付け厚生労働省事務連絡「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月14日最終改正）より

※2 県では「しまね陽性者登録センター」に相当するもの

全数届出の見直しに伴う「しまね陽性者登録センター」の設置

(別紙)



新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

令和 年 月 日

_____ 様

医療機関名

あなたは、保健所の届出対象ではない（次の①から④に該当しない）ため、しまね陽性者登録センターにおいて、必要な支援を行います。

- ①65 歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、治療薬又は酸素投与が必要な方
- ④妊婦の方

しまね陽性者登録センターへの登録をお願いします ～看護師による相談・医療機関の案内など自宅療養を支援します～

以下のいずれかの方法で登録してください

◆ インターネットで登録

スマートフォン等により QR コードを読み取ってください。→



◆ 電話で登録

0570-088-760 （登録受付時間 8:30～20:00）

（つながりにくい場合があります。電子申請での登録にご協力ください。）

【登録していただく事項】

- ① 氏名、年齢、性別、居住地、電話番号、基礎疾患など
- ② 受診した医療機関名、陽性判明日、発症日
- ③ 希望する支援内容
 - ◎登録後、メール又は電話のいずれかで連絡があります



【登録された方への支援内容】

- 症状悪化時に受診可能な医療機関をご案内します
- 療養中の注意点、接触者の対応などの相談を受け付けます
- 症状などについて、看護師が 24 時間相談を受け付けます
- 支援物資の希望をお聞きします



☆自宅療養（待機）中の注意点

- ・感染拡大防止のため、原則^(※)外出をしないでください。
- ・毎日、健康観察（1日2回の体温測定、症状の記録）をお願いします。
- ・同居者との生活空間を分け、極力個室から出ないようにしてください。
- ・部屋を出るときは手をアルコール消毒し、マスクを着用してください。

療養に関する詳しい内容は島根県ホームページをご確認ください



（※）災害等で自宅療養（待機）が危険な場合は、命を守る行動を優先してください。

症状軽快から 24 時間経過後または無症状で、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど**必要最小限の外出**を行うことは差し支えありません。

☆療養期間

【症状がある場合】

発症日（症状が出現した日）から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目に療養解除となります。

0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症		症状 軽快	→ 24時間					療養 解除

※10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

【症状がない場合】

検体採取日から7日間を経過した場合、8日目に療養解除となります。

0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検体 採取								療養 解除

※無症状の人であっても、途中で症状が出た場合、その日から7日間経過かつ症状軽快後24時間経過後に療養解除となります。

☆自宅療養（待機）中の医療機関への受診について

新型コロナウイルス感染症による発熱や風邪症状（せき、鼻水など）には、市販薬を使用することも可能ですが、体調が悪化した場合などは、**診断を受けた 医療機関やかかりつけ医**へ電話でご相談ください。

緊急の場合は、ためらわずに119番に電話し救急要請してください。

※受診や救急要請の際には、**必ず新型コロナ陽性であることを伝えてください。**

☆同居者へのお願い

家族等の同居者は、原則として濃厚接触者となります。

最終接触日または家族内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間の自宅待機と健康観察をお願いします。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
最終 接触						解除



濃厚接触者とそのご家族へ

一定の要件を満たせば、療養（待機）期間が短縮される場合がありますので、詳細は島根県ホームページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

島根県健康福祉部感染症対策室

新型コロナウイルス感染症と診断され、医療機関から保健所に届出のあった方には、管轄の保健所等から順次、連絡しています。**保健所から連絡のあるまでは、ご自宅で療養していただきますようお願いいたします。**

療養に関する詳しい内容は、
島根県ホームページをご確認ください

島根県 コロナ

または



☆自宅療養（待機）中の注意点

- ・感染拡大防止のため、原則^(※)外出をしないでください。
- ・毎日、健康観察（1日2回の体温測定、症状の記録）をお願いします。
- ・同居者との生活空間を分け、極力個室から出ないようにしてください。
- ・部屋を出るときは手をアルコール消毒し、マスクを着用してください。

(※) 災害等で自宅療養（待機）が危険な場合は、命を守る行動を優先してください。

症状軽快から24時間経過後または無症状で、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど**必要最小限の外出**を行うことは差し支えありません。

☆療養期間

【症状がある場合】

発症日（症状が出現した日）から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目に療養解除となります。

0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症		症状 軽快	→ 24時間					療養 解除

※10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

【症状がない場合】

検体採取日から7日間を経過した場合、8日目に療養解除となります。

0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検体 採取								療養 解除

※無症状の人であっても、途中で症状が出た場合、その日から7日間経過かつ症状軽快後24時間経過後に療養解除となります。

☆自宅療養（待機）中の医療機関への受診について

新型コロナウイルス感染症による発熱や風邪症状（せき、鼻水など）には、市販薬を使用することも可能ですが、体調が悪化した場合などは、**診断を受けた医療機関**や**かかりつけ医**へ電話でご相談ください。

緊急の場合は、ためらわずに 119 番に電話し救急要請してください。

* 受診や救急要請の際には、**必ず新型コロナ陽性であることを伝えてください。**

【参考】緊急性の高い症状

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"> ・顔色が明らかに悪い ・唇が紫になっている ・いつもと違う、様子がおかしい
息苦しさなど	<ul style="list-style-type: none"> ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・胸の痛みがある ・生活をしていて少し動くと息苦しい ・横になれない。座らないと息ができない ・肩で息をしている ・突然(2時間以内を目安)ゼーゼーしはじめた
意識障害など	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼんやりしている(反応が弱い) ・もうろうとしている(返事がない) ・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

☆同居者へのお願い

家族等の同居者は、原則として濃厚接触者となります。

最終接触日または家族内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として、5 日間の自宅待機と健康観察をお願いします。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
最終接触						解除

濃厚接触者とそのご家族へ ⇒



☆自宅療養期間中の健康観察等

自宅療養期間中の健康観察や相談対応は、県の設置する「島根県フォローアップセンター」が行います。

電話番号は、自宅療養をされる方に「島根県フォローアップセンター」等が直接お伝えします。

一定の要件を満たせば、療養（待機）期間が短縮される場合がありますので、詳細は島根県ホームページをご確認ください。

新型コロナウイルスワクチンの接種の状況について

1 オミクロン株対応ワクチン

- ・オミクロン株対応ワクチンが薬事承認され、予防接種法に基づく予防接種に位置付け
- ・県内の市町村では、9月下旬より順次接種が開始
- ・国からは全ての対象者が年末までに接種できるよう要請があり、それに向けて接種体制の整備中

(1) 対象者

- ・初回（1・2回目）接種を終了した12歳以上の者
- ・当初は国から配分されるワクチンの量が限られることから、以下の順序で接種を実施
 - ① 従前の4回目接種の対象者（60歳以上、医療従事者等）のうち未接種の者
 - ② その他の初回接種が終了した者

(2) 接種間隔

- ・最終の接種から5か月以上
- ※国において、短縮する方向で検討中

(3) 使用するワクチン

- ・ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン
- ※いずれもオミクロン株「BA.1系統」と従来株に対応した2価ワクチン
- ※モデルナ社ワクチンの対象年齢は18歳以上

(4) ワクチン配分

- ・10月10日の週までに、17万9千回分が県内に配送される予定
- ・接種に必要な量は十分に確保される見込み

2 小児（5～11歳）への接種

- ・9月6日より、12歳未満の者についても努力義務が適用
- ・小児の3回目接種についても、同日、予防接種法上に基づく予防接種に位置付け

3 乳幼児（生後6か月～4歳）への接種

- ・7月14日にファイザー社が乳幼児向けのワクチンを薬事承認申請
- ・国の審議会では乳幼児への接種について議論が進められており、開始時期は未定
- ・接種に向けて準備を進めるよう、9月2日に厚生労働省より通知あり

4 県内のワクチン接種の状況

- ・接種実績については以下のとおり

【令和4年9月25日時点の島根県及び全国のワクチン接種数・率】

	1回目		2回目		3回目		4回目	
	人	接種率	人	接種率	人	接種率	人	接種率
島根県	552,611	83.0%	550,389	82.6%	459,964	69.1%	201,543	30.3%
全国	101,779,322	80.8%	101,230,983	80.4%	82,212,552	65.3%	33,588,588	26.7%

※ワクチン接種記録システム（VRS）に基づく実績
 ※接種率の分母となる対象人口は令和3年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（全人口）を利用

【令和4年9月25日時点の島根県内の年代別ワクチン接種率】

	5-11歳	12-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上
1回目	29%	82%	86%	84%	86%	91%	92%	95%
2回目	28%	81%	86%	84%	86%	91%	91%	94%
3回目	0%	49%	57%	59%	67%	79%	86%	91%
4回目							39%	70%

※ワクチン接種記録システム（VRS）に基づく実績
 ※5-11歳、12-19歳の接種率の分母となる対象人口は令和3年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口から推計

- ・武田社ワクチン（ノババックス）について、出雲徳洲会病院を接種会場として接種を実施
 ※対象は1、2回目及び3回目接種

5 今後の県の取組

- ・オミクロン株対応ワクチンの接種促進について、新聞、ホームページ、テレビCM、SNSなど様々な媒体を活用して広報を実施
- ・企業や大学等の職域単位での接種について、対象企業等に働きかけを実施
- ・働く世代の接種を進めるため、事業所等からの接種に関する相談窓口を設け、接種の取りまとめ等の取組を実施

新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況（主な中止・延期等業務）

文教厚生委員会資料
令和4年9月30日・10月3日
健康福祉部健康福祉総務課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、保健所等のコロナ業務へ多くの職員を従事させる必要があったため、通常業務の中止・延期等を実施

① 中止、延期した事業・イベント（対外的なもの）

	所属名	事業・イベント	対応方針（見直し内容）	
1	地域福祉課	令和4年度社会福祉法人指導監査説明会、研修会 [県内7会場で各市と共同して開催]	R4中止	7月に開催を予定していたが、HPへの資料掲載に変更
2	地域福祉課	社会福祉法人・社会福祉施設等の指導監査	延期・縮小等	例年6月から開始する指導監査を9月下旬以降に延期した上で、対象施設の縮小、書面監査へ変更するなど見直し
3	医療政策課	第1回島根大学医学部附属病院、県立中央病院、島根県健康福祉部との意見交換会	R4中止	7月に開催を予定していたが、開催を中止
4	医療政策課	第1回島根県地域医療支援会議 医療IT専門部会	延期・縮小等	7月に開催を予定していたが、書面開催に変更
5	健康推進課	働き盛り世代のがん検診精密検査受診率向上モデル事業	R4中止	R4年度に事業開始を予定していたが、R5年度以降に延期
6	健康推進課	産前・産後訪問サポーター認定講習	延期・縮小等	8月に開催を予定していたが、10月以降の開催にするなど見直し
7	高齢者福祉課	島根県「介護の日」イベント	延期・縮小等	11月に予定している集客型によるイベントを、事前申込により参加者を把握できる講座等の実施及びトークセッションの録画配信へ変更
8	高齢者福祉課	島根県介護保険審査会総会及び研修会	延期・縮小等	9月に開催を予定していたが、書面開催及び資料送付に変更
9	高齢者福祉課	高齢者福祉サービス事業所等に対する実地指導	延期・縮小等	7月から開始を予定していた実地指導を10月以降の実施に延期した上で、実施事業所数について見直しを検討中
10	青少年家庭課	ワークショップ「しまね家庭の日「ファミリーすごろく」を作ろう &絵本の読み聞かせIN子ども食堂	延期・縮小等	8月に実施を予定していたが、10月以降に延期した上で、開催回数や日程を短縮するなど見直し
11	青少年家庭課	県子ども・若者支援地域協議会 代表者会議・実務者会議	延期・縮小等	8月に実施を予定していたが、代表者会議は書面会議に変更、実務者会議は10月以降の実施に延期
12	青少年家庭課	島根県DV対策推進会議(第4次DV計画進行管理)	延期・縮小等	例年8月に集約する状況把握を下半期に延期した上で、書面会議に変更予定
13	子ども・子育て支援課	私立幼稚園訪問調査	延期・縮小等	8月から実施を予定していた訪問調査を10月以降に延期し、一部書面調査への変更も検討
14	子ども・子育て支援課	放課後児童クラブスーパーバイザー意見交換会	延期・縮小等	8月に実施を予定していたが、9月下旬以降に延期し、個別に意見交換をする等実施方法を見直し
15	子ども・子育て支援課	保育所等実地指導監査	延期・縮小等	例年6月から開始する実地指導監査を11月以降の実施に延期するとともに、対象施設の縮小、一部書面監査へ変更するなど見直し
16	障がい福祉課	県障がい者施策審議会・障がい者自立支援協議会	延期・縮小等	7月に実施を予定していたが、書面会議に変更

	所属名	事業・イベント	対応方針（見直し内容）	
17	障がい福祉課	精神科病院に対する実地指導	延期・縮小等	8月に実施を予定していた実地指導について、10月以降の実施に延期するとともに、実施方法の一部を見直し
18	障がい福祉課	障害福祉サービス事業所等に対する実地指導	延期・縮小等	8月から開始を予定していた実地指導を10月以降の実施に延期した上で、対象事業所を重点化するなど見直し
19	障がい福祉課・保健所	自死予防啓発関連業務（連絡協議会への参加、街頭キャンペーン等）	延期・縮小等	9月の県協議会を任意参加のウェブ会議に縮小したほか、街頭啓発等を中止
20	障がい福祉課・保健所	子どもの心のネットワーク会議（保健所連絡会議等）	延期・縮小等	6月予定の県連絡会議を10月以降に延期したほか、各圏域での会議回数等を縮小
21	薬事衛生課	島根県動物愛護管理推進計画	R4中止	今年度改訂予定としていたが、国の基本指針の次期改訂時であるR7度中に改定を実施（数値目標等必要となる一部改正については適宜実施）
22	保健所	医療法に基づく立入調査	延期・縮小等	書面検査への変更も可能とするなど、実施方法を見直し
23	保健所	健康長寿しまね圏域計画推進事業	延期・縮小等	各種街頭啓発事業を中止又は縮小する、圏域住民の活動交流会を分散しウェブで実施するなど、実施方法を見直し
24	保健所	県民健康・栄養調査	延期・縮小等	対面による聞き取り調査を郵送による調査に変更するなど、実施方法を見直し
25	保健所	食品衛生法に基づく食品営業施設の更新申請に係る立入検査	延期・縮小等	書面検査への変更も可能とするなど、実施方法を見直し

② 中止、延期した内部業務（県の組織内に加え他県等との業務を含む）

	所属名	内部業務	対応方針（見直し内容）	
1	共通（財政課）	R5当初予算新規拡充事業の検討など	延期・縮小等	昨年度夏頃に行った事前検討の検討時期の後ろ倒し
2	地域福祉課	市町村職員を対象とした医療扶助事務研修や介護扶助事務研修など	R4中止	5月に実施を予定していたが、資料配付に変更
3	健康推進課	市町村に出向いて行う乳幼児等医療費助成事業に関する状況調査	R4中止	例年7～9月に実施していた調査を中止
4	健康推進課	しまね健康寿命延伸プロジェクト推進のための保健所連絡会議	延期・縮小等	定例開催している保健所との連絡会議の実施回数を縮減
5	高齢者福祉課・保健所	地域包括ケア推進スタッフ連絡会	延期・縮小等	定例開催している連絡会を当面の間中止
6	青少年家庭課	児童相談所職員を対象とした措置費負担金等事務担当者会議	延期・縮小等	6月に実施を予定していたが、10月以降の開催に延期
7	子ども・子育て支援課	市町村保育担当部局への保育に関するヒアリング、児童手当事務に関する指導監査	延期・縮小等	8月から実施を予定していたが、10月以降に延期した上で、対面によるヒアリングを一部書面や電話による確認に変更するなど見直し予定
8	子ども・子育て支援課	市町村保育担当部局への児童福祉行政指導監査	R4中止	8月から実施を予定していたが今年度は中止

新型コロナウイルス感染症対策調整費等の執行状況について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により新たに生じる財政需要に機動的に対応するため既に予算計上されている枠予算の「新型コロナウイルス感染症対策調整費」及び「新型コロナウイルス感染症対策事業」を活用し、以下の事業を実施

2. 実施内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策調整費 総額 500,000 千円

① 特別要配慮者受入医療機関支援事業 500,000 千円

新型コロナウイルス感染症患者のうち、要介護者・認知症等入院にあたり特別な配慮を要する患者を受け入れた医療機関へ支援金を支給

事業期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業 総額 670,000 千円

① 保健所等運営経費 249,307 千円

新型コロナウイルス感染症への対応を行う保健所等の運営経費、本庁における積極的疫学調査代行業務に要する経費、松江保健所の執務室拡張に伴う改修費など

② 社会福祉施設等支援 25,715 千円

クラスター発生施設への対応経費や施設等職員を対象としたメンタルヘルス相談窓口の設置

③ 自宅療養体制確保事業 146,711 千円

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大による自宅療養者の増加に伴い、健康観察や医学管理等を実施（令和4年4～5月不足分）

④ 新型コロナウイルス感染症対策施設整備 231,372 千円

医療機関等に対し、リアルタイムPCR装置等の検査機器や個人防護具等の物品整備を追加支援するとともに、保健環境科学研究所等に検査機器を整備

⑤ その他 16,895 千円

感染症対策を踏まえた熱中症予防の啓発 など

国民健康保険料の滞納等の状況について

(1)市町村ごとの国保加入世帯、滞納世帯、短期証及び資格証交付の状況

(R4.6.1現在)

市町村名	被保険者数	加入世帯数	うち保険料滞納世帯			
			滞納割合	短期証交付	資格証交付	
松江市	33,665	23,154	1,471	6.4%	571	73
浜田市	9,458	6,743	129	1.9%	87	39
出雲市	30,095	19,590	1,009	5.2%	316	79
益田市	9,098	6,202	160	2.6%	110	50
大田市	6,836	4,667	263	5.6%	50	9
安来市	7,038	4,602	273	5.9%	76	35
江津市	4,480	3,225	196	6.1%	20	11
雲南市	6,929	4,680	180	3.8%	6	16
奥出雲町	2,436	1,619	44	2.7%	5	2
飯南町	931	635	35	5.5%	12	3
川本町	637	447	23	5.1%	5	0
美郷町	914	646	24	3.7%	13	0
邑南町	2,315	1,587	49	3.1%	27	0
津和野町	1,608	1,106	36	3.3%	14	0
吉賀町	1,238	845	26	3.1%	22	0
海士町	546	403	4	1.0%	0	0
西ノ島町	732	522	15	2.9%	3	0
知夫村	204	144	0	0.0%	0	0
隠岐の島町	3,233	2,295	86	3.7%	9	5
県計	122,393	83,112	4,023	4.8%	1,346	322

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免状況

(R4.3.31現在)

市町村名	令和元年度分		令和2年度分		令和3年度分	
	減免決定 世帯数	減免額 (千円)	減免決定 世帯数	減免額 (千円)	減免決定 世帯数	減免額 (千円)
松江市	456	14,743	517	94,742	210	34,676
浜田市	63	2,715	72	15,708	17	3,436
出雲市	145	5,861	165	35,656	40	8,180
益田市	60	2,071	63	13,110	15	3,041
大田市	25	1,212	28	6,226	14	2,121
安来市	36	1,402	45	7,748	10	1,688
江津市	43	1,544	43	9,032	6	1,207
雲南市	23	918	33	6,200	15	2,686
奥出雲町	3	138	5	1,085	0	0
飯南町	2	33	2	200	0	0
川本町	2	46	4	674	1	371
美郷町	1	0	1	151	0	0
邑南町	12	280	17	2,951	3	672
津和野町	10	417	10	2,471	1	233
吉賀町	15	365	16	2,855	3	936
海士町	0	0	0	0	0	0
西ノ島町	1	29	1	164	0	0
知夫村	0	0	0	0	0	0
隠岐の島町	14	408	14	2,921	1	177
県計	911	32,183	1,036	201,894	336	59,424

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

	保険料滞納状況		
	第1号被保険者数 (R4.6月末時点)	保険料滞納者数 (R4.6月末時点)	滞納割合 (R4.6月末時点)
松江市	59,640	988	1.66%
出雲市	52,299	380	0.73%
益田市	17,339	335	1.93%
大田市	13,420	156	1.16%
安来市	13,798	164	1.19%
津和野町	3,522	39	1.11%
吉賀町	2,609	35	1.34%
邑智郡総合事務組合	7,878	93	1.18%
浜田地区広域行政組合	28,124	236	0.84%
雲南広域連合	21,910	254	1.16%
隠岐広域連合	8,113	99	1.22%
県計	228,652	2,779	1.22%

保険料・利用料減免状況			
令和4年6月末状況(R4.4~R4.6月)			
保険料減免 適用者数 (人)	うちコロナ保険料減免関係		利用料減免 適用者数 (人)
	適用者数 (人)	減免額(円)	
6	0	0	5
2	0	0	0
2	2	171,000	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3	0	0	0
0	0	0	3
0	0	0	0
13	2	171,000	8

【参考】 コロナ保険料減免関係 令和3年度実績(確定値)	
適用者数(人)	減免額(円)
17	1,034,500
27	1,618,369
9	553,300
8	594,860
1	90,720
0	0
0	0
0	0
25	1,777,625
15	962,094
5	437,860
107	7,069,328

※被保険者数は、介護保険事業状況報告R4.6月月報より

島根県児童相談所一時保護所の第三者評価の結果について

1. 第三者評価の受審理由

平成28年の児童福祉法等の一部改正を受けて示された「新しい社会的養育ビジョン」では、児童相談所で子どもの権利が保障された一時保護が実施されるよう体制強化が求められ、その具体的な指針として「一時保護ガイドライン」が策定された。

その後、平成31年の改正児童福祉法には、都道府県は児童相談所業務の質の評価を行うことにより、児童相談所業務の質の向上に努めるよう明記された。

こうした動きを受け、本県においては令和2年3月に策定した「島根県社会的養育推進計画」において一時保護改革を一つの柱として設け、一時保護児童の権利擁護、安全・安心な環境での適切なケアの質の向上を目指すこととした。この実践の一環として、一時保護所の現状について客観的に把握するため、第三者評価を受審することとした。

2. 第三者評価機関

特定非営利活動法人 あいおらいと（鳥取県鳥取市）

3. 受審経過

- (1) 実施説明会 令和3年7月（県内各児童相談所で順次実施）
- (2) 受審状況
 - ①自己評価（一時保護所職員）
保護児童へのアンケート 令和3年8月
 - ②訪問調査 令和3年9月～10月（県内各児童相談所で順次実施）
 - ③結果報告会 令和3年10月～11月（県内各児童相談所で順次実施）
- (3) 第三者評価報告書の受領 令和3年12月

4. 評価項目

第Ⅰ～Ⅳ部の4部構成、全58項目で評価

5. 評価結果概要

- (1) 評価の高かった事項
 - ・適切な保護を実施するための職員間の情報共有や連携ができています
 - ・一時保護所の生活等についてわかりやすいパンフレットが準備されている
 - ・児童の日常生活に対する適切な支援や行動観察が行われている
 - ・保護児童に対するアンケート実施など、子どもの意見を聴取する仕組みがある
- (2) 評価の低かった事項
 - ・職員が共通理解の基に標準的業務を行えるよう、島根県全体の共通マニュアルの策定を期待する
 - ・直接処遇職員の更なる専門性の向上のため、県全体での実務研修の実施が望ましい

6. 今後の取り組み

- ①指摘事項の改善 検討の場を設け、業務マニュアルの改定や研修等により人材育成・専門性向上等に取り組む
- ②結果の公表 県ホームページ上で結果を公表

島根県児童相談所一時保護所の第三者評価の結果について

青少年家庭課

(はじめに)

島根県では県内に4カ所の児童相談所を設置し、それぞれに一時保護所を併設しています。一時保護は虐待や非行などの理由により一時的に保護が必要な子どもに対し、安心・安全な生活の場を確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境の把握をするために行われますが、一時保護中においても子どもの権利は最大限保障されるべきものです(令和元年7月29日付け子発0729第1号 厚生労働省子ども家庭局長通知)。子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を通じて一時保護所における支援の質の確保と向上に努めることが求められています。

こうしたことを受け、このたび本県では、県内4カ所の一時保護所の第三者評価を受審しましたので報告します。

(1) 概要

国の調査研究事業である平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)で報告されている第三者評価基準(案)に準拠し、社会福祉・保健サービスの評価を行う専門機関として全国推進組織(全社協)の認証を受けた機関に委託して実施しました。

(2) 評価機関

特定非営利活動法人あいおらいと 理事長 田中 進(鳥取県鳥取市)

全国社会福祉協議会社会的養護関係施設第三者評価認証機関
鳥取県福祉サービス第三者評価認証機関
島根県福祉サービス第三者評価認証機関
岡山県福祉サービス第三者評価認証機関

(3) 評価方法

児童相談所職員による自己評価と、評価機関の職員による聴き取り及び面接

(4) 日程

児童相談所	中央	出雲	浜田	益田
実施説明会	R 3. 7. 28	R 3. 7. 28	R 3. 7. 21	R 3. 7. 21
訪問調査	R 3. 10. 13・14	R 3. 9. 28・29	R 3. 9. 15・16	R 3. 9. 1・2
結果報告会	R 3. 11. 12	R 3. 11. 11	R 3. 10. 27	R 3. 10. 27

(5) 評価項目

以下のとおり、内容別の4部構成で、計58項目。

	内 容	評価項目数
第I部	子ども本位の養育・支援	15項目
第II部	一時保護の環境及び体制整備	15項目
第III部	一時保護所の運営	22項目
第IV部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6項目
	合 計	58項目

(6) 評価基準

評価ランク	評価基準
s	他の一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
a	より良い一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c	「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

(7) 評価結果 (数字は項目数)

(4児相合計)

評価ランク	評価			
	s	a	b	c
第I部	0	22	38	0
第II部	10	40	10	0
第III部	1	56	22	9
第IV部	1	21	2	0
合計	12	139	72	9
割合(%)	5.2	60.0	31.0	3.8

(8) 総評

①職場全体で子どもを見守る支援がある

島根県全ての一時保護所は児童相談部門と併設し、容易に行き来ができる環境にあります。また、児童相談部門の職員も一緒に昼食を共にするなど職場全体で子どもに関わる体制があります。特に朝夕の引き継ぎやラジオ体操には、児童福祉司や児童心理司が参加しています。多くの一時保護所の課題の一つとして、相談部門からの情報が少ないことが上げられますが、島根県においては職場全体での情報共有や子どもを見守る体制があります。

②マニュアルの統一

島根県が作成した統一のマニュアルは、各児相で実用に応じて工夫し活用されていますが、さらなる充実が求められます。今後「一時保護ガイドライン」を基に、一時保護の使命や拠り所となる理念、また具体的な手順等を明示するなど、職員がこれらを理解・共有して標準的業務を行えるよう、島根県全体の共通したマニュアルの策定に期待します。

③一時保護所支援の質の向上について

一時保護所には、児童指導員、保健師、夜間等児童指導員、調理員、学習支援員等の職員が適正に配置されています。しかし、一時保護所職員の研修はそれぞれに実施していますが、県全体での実務研修が必要と感じています。

(9) 第三者評価結果を受けて

児童を取り巻く環境に様々な課題が存在する現状にあって、児童相談所及び一時保護所の役割はますます重要なものとなっています。様々な背景を抱えながら家庭を離れる子どもたちにとっては、一時保護所は安心・安全であり、権利が守られる場所でなければなりません。

このたびの受審時に行われた自己評価では、職員がそれぞれの役割や各評価項目について振り返りを行い、課題等について改めて所内で確認し、共通理解を得る機会とすることができました。

受審の結果、子どもにとって分かりやすい一時保護所の説明ツールがあることや、子どもの意見を聞いて処遇に反映させるアンケートの実施、児童相談部門との連携等について高い評価をいただきました。一方で、一時保護所運営マニュアルに具体的な対応手順を明記することや、人材育成について更に取り組むよう指摘がありました。

今回の評価結果を踏まえ、高評価をいただいた点については引き続き取り組みの充実を目指すとともに、指摘のあった点については、マニュアル整備や研修の実施等、子どもの権利擁護を尊重した支援の専門性向上に努めてまいります。

障がい者就労継続支援事業所における令和3年度の工賃実績について

1. 令和3年度の工賃実績

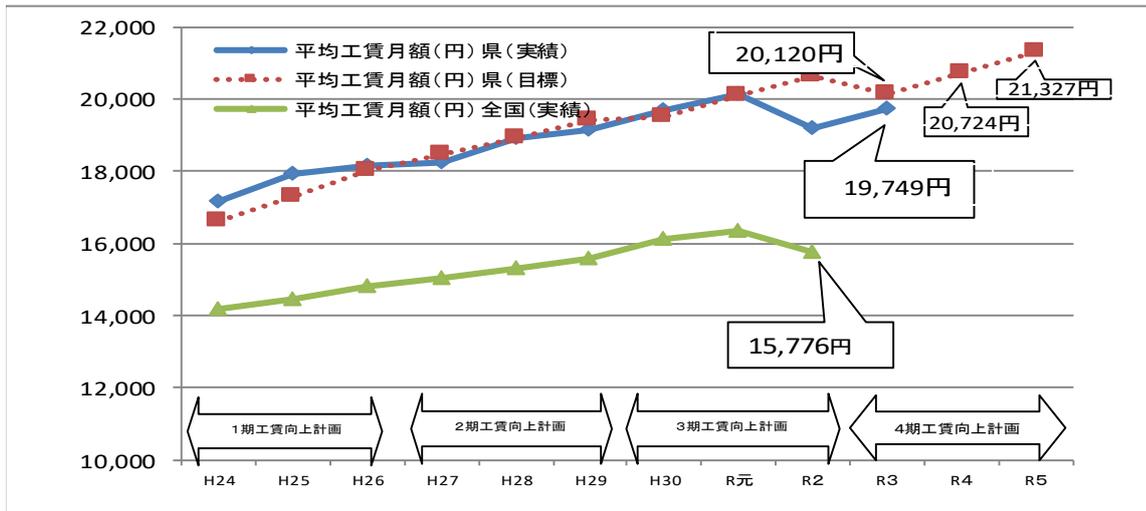
		平均工賃月額(円) (前年度比)				事業所数		定員	
		R元	R2	R3	R3/R2	R2	R3	R2	R3
就労継続支援B型 (工賃向上計画対象事業所)	目標額	20,087	20,651	20,120	97.4%	125	132	2,590	2,749
	実績額	20,120	19,201	19,749	102.9%				
就労継続支援A型(雇用型)		91,513	95,329	97,079	101.8%	31	33	518	589

※平均工賃月額＝年間の工賃総額【収入－原価(原材料・外注等)】÷各月の工賃支払対象者延べ人数

(平均工賃月額の増加の要因)

- ① 人の動きや企業活動が、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しつつある中、製造業からの作業受託、受注や自社製品の販売機会が回復傾向にあったこと。
- ② 農福連携の取り組みにより、施設外就労の仕事量や農家からの作業委託などが増えたこと。
- ③ 県の工賃向上支援事業を活用した事業所の平均工賃が、令和2年度と比べて伸びたこと。

2. 平均工賃月額の推移



3. 島根県の平均工賃月額の順位

(単位: 円)

	H29	H30	R元	R2	R3
島根県	19,133	19,672	20,120	19,201	19,749
全国平均	15,603	16,118	16,369	15,776	-
島根県の順位	4	4	3	9	-

4. 県の工賃向上支援事業の活用事業所の状況

(単位: 円)

	H29	H30	R元	R2	R3
活用事業所の平均 事業所数(累計)	20,727 (47)	20,804 (50)	21,951 (52)	20,914 (53)	21,581 (56)
全事業所の平均	19,133	19,672	20,120	19,201	19,749

※ 工賃向上支援事業…新商品開発、設備整備を支援

障がい者就労施設等からの物品等の調達について (令和3年度調達実績及び令和4年度調達方針)

1. これまでの調達実績

(単位:円)

	H29		H30		R元		R2		R3	
	件数	金額								
調達目標額	-	33,000,000	-	33,000,000	-	38,000,000	-	42,000,000	-	46,000,000
実績額	500	31,988,933	613	37,338,944	639	41,938,059	484	67,657,361	486	36,710,414
前年度比	-	102.5%	-	116.7%	-	112.3%	-	161.3%	-	54.3%
調達目標達成率	-	96.9%	-	113.1%	-	110.4%	-	161.1%	-	79.8%

(内容別)

(単位:円)

	H29		H30		R元		R2		R3	
	件数	金額								
印刷、情報処理	299	8,731,015	337	9,413,685	356	10,865,983	218	11,579,629	231	6,358,170
役 務	102	5,724,038	156	8,505,894	138	10,750,000	122	10,189,900	127	10,382,403
物 品	78	2,168,659	96	3,474,556	125	3,487,206	113	29,405,791	103	4,368,198
給食、弁当	21	15,365,221	24	15,944,809	20	16,834,870	31	16,482,041	25	15,601,643
計	500	31,988,933	613	37,338,944	639	41,938,059	484	67,657,361	486	36,710,414

2. 令和4年度の調達方針案

(1) 調達目標額 46,000千円

(単位:千円)

区分	目標金額	品目の例
印刷、情報処理	12,000	各種印刷、デザイン、データ入力、テープ起こし
役 務	11,000	クリーニング、清掃、環境整備、文書封入・発送、リサイクル、施設管理
物 品	6,000	啓発用品、記念品、防災用品、事務用品、食材、農産品、カバー苗
給食、弁当	17,000	給食、食堂業務、弁当、給食パン、軽食・喫茶
計	46,000	

(2) 今後の取組

- ・ 障がい者就労施設等が提供可能なサービス・物品等の圏域別情報を全所属へ情報提供し、利用を働きかける。
- ・ 各所属の調達予定物品、役務等を障がい者就労施設等へ情報提供する。